

○松山広域福祉施設事務組合職員給与条例第2条の規定により準用する松山市職員給与条例附則第24項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則

制 定 令和5年3月31日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合職員給与条例（昭和50年条例第6号）第2条の規定により準用する松山市職員給与条例（昭和27年松山市条例第31号）附則第24項、第26項及び第27項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定めるものとする。

(給与の特例措置)

第2条 定年の引上げに伴う給与の特例措置については、松山市給与条例附則第24項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則（令和5年松山市規則第26号）の例による。

付 則（令和5年3月31日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。